

ロシア連邦

『学術および国家科学技術政策に関する』連邦法 (2015年7月13日改正)¹⁾ 1996年08月23日付№127-Φ3

Russian Federation the Federal Law

"Science and National Policy on Science and Science-based Technology" (amended on July 13, 2015) into force on August 23, 1996 No.127-FL

改正²⁾

1998年7月19日, 12月17日, 2000年1月3日, 12月27日, 12月29日, 2001年12月30日, 2002年12月24日, 2003年12月23日, 2004年8月22日, 2005年6月30日, 12月31日, 2006年12月4日, 2007年12月1日, 2008年7月23日, 12月30日, 2009年2月10日, 8月2日, 12月27日, 2010年5月8日, 7月27日, 2011年3月1日, 7月19日, 7月20日, 7月21日, 12月3日, 2012年7月28日, 12月3日, 2013年5月7日, 7月2日, 9月27日, 11月2日, 2014年12月22日, 2015年7月13日。

1996年7月12日国家会議採択

1996年8月7日連邦会議承認

遠藤 忠 訳

translated by ENDO Tadashi

【目次】³⁾

第1章 総則

第1条 学術および国家学術・技術政策に関する法律

第2条 本連邦法に用いられる基本概念

第2章 学術活動および(ないしは)科学技術活動の主体

第3条 学術活動および(ないしは)科学技術活動の主体に関する総則

第4条 学術機関の研究職員および専門家, 学術サービス分野の職員。研究職員の
社会団体

第4条の1 博士候補および博士の学位請求論文の作成

第5条 学術機関およびその下位部門

第6条 国立科学アカデミー

第6条の1 高等審査委員会

第6条の2 外国で取得された学位および学術称号の認定

第6条の3	学位および学術称号に関する文書の証明
第6条の4	国家学術審査連邦情報システム
第3章	学術活動および（ないしは）科学技術活動の規制の組織ならびに原則
第7条	学術活動および（ないしは）科学技術活動の管理
第8条	学術活動および（ないしは）科学技術活動の産出物の創出および譲渡，利用についての契約（約定）
第9条	学術活動および（ないしは）科学技術活動に対する情報的保証
第10条	学術活動および（ないしは）科学技術活動に対する制限および免許交付
第4章	国家学術・技術政策の形成および実施
第11条	国家学術・技術政策の基本目的と原則
第12条	国家学術・技術政策の形成と実施におけるロシア連邦国家権力機関とロシア連邦構成主体国家権力機関の権限
第13条	国家学術・技術政策の形成手続き
第14条	学術活動および科学技術活動の組織と検証の実施
第15条	学術活動および科学技術活動，イノベーション活動の財政
第15条の1	<u>学術・科学技術・イノベーション活動支援基金</u> ⁴
第16条	ロシア連邦の学術および（ないしは）科学技術の国際協力
第4章の1	イノベーション活動に対する国家支援 ⁵
第16条の1	イノベーション活動に対する国家支援の基本目的と原則
第16条の2	イノベーション活動に対する国家支援の提供主体と形態
第16条の3	イノベーション活動に対する国家支援分野におけるロシア連邦国家権力機関の権限およびロシア連邦構成主体国家権力機関の権限
第16条の4	イノベーション活動に対する国家支援の財政
第16条の5	イノベーション活動に対する国家支援のための国庫資金の支出効果評価
第5章	終章
第17条	諸法令を本連邦法と整合させることについて
第18条	本連邦法の施行

第1章 総則

第1条 学術および国家学術・技術政策に関する法律

学術および国家学術・技術政策に関する法制は本連邦法および本法に従い定められる法律およびその他ロシア連邦の諸法令、さらに、ロシア連邦構成主体の法律および諸法令により構成される。

第2条 本連邦法に用いられる基本概念

学術（学術研究）活動（以下、学術活動）は新しい知識を獲得し、それを利用するための活動である。その活動に含まれるものは以下の通り。

基礎的な学術研究とは、すなわち、構造体の基礎的法則性や、人間・社会・環境の機能および発展に関する新しい知識の獲得を目指す実験的ないしは理論的活動のことである。

応用的学術研究とは、すなわち、特に実践的な目標の達成や具体的課題の解決のために新知識の利用を目指す研究である。

探索的研究⁶とは、研究活動の実施を通して導かれる研究であって、実際への応用に結びつけるために新知識獲得を目指す研究（目的志向的学術研究）および（ないしは）新知識の応用（応用的学術研究）を目指す研究のことである。

科学技術活動とは、工学的および技術的、経済的、社会的、人文的その他の問題を解決し、統一的システムとしての科学、技術、生産の機能を保証するための新しい知識の獲得と利用を目指す活動のことである。

実験的開発とは、学術研究実施の結果獲得された知識あるいは実践的試行に基づく活動であり、人間の生命と健康の維持を目指し、新しい素材や製品、工程、装置、サービス、システム、方法を創造し、その一層の改善を進めることを目指す活動である。

国家学術・技術政策とは、学術と科学技術活動に対する国家の態度を表現した社会・経済政策の一要素であり、学術および技術の分野そして学術と技術の成果の実現においてロシア連邦の国家権力機関の活動の目的および方向、形態を定めるものである。

学術的成果および（ないしは）科学技術的成果とは、新しい知識ないしは解決法を内容とし任意の情報媒体に記録された学術活動および（ないしは）科学技術活動の産物のことである。

学術的および（ないしは）科学技術的生産物とは、知的活動の成果を含み、実現を目指した学術的および（ないしは）科学技術的成果のことである。

補助金とは、ロシア連邦政府の定める手続きにより連邦領土内において補助金供与権を獲得した外国籍のものを含む市民および法人さらに国際組織に、補助金提供者が定めた条件で具体的な学術および科学技術計画、イノベーション計画の実施や具体的学術研究の実施のために無償供与される資金およびその他の資産のことである。

学術および（ないしは）科学技術成果の商業化⁷とは、学術および（ないしは）科学技術成果を経済的循環に巻き込む活動のことである。

イノベーションとは、ビジネスの実際や労働現場の組織その他の点において新しいあるいは著しく改良された産物（商品、サービス）や工程、新しい販売方法、新しい組織方法が一般に用いられるようになることである。

イノベーション⁸事業計画とは、学術および（ないしは）科学技術成果の商業化を含めイノベーションの実施にあたって経済効果の達成を目指す方策の総体のことである。

イノベーション・インフラとは、管理および資材・技術、財政、情報、人員、コンサルタント、組織などの支援を含め、イノベーション⁹事業計画を推進する組織全体のことである。

イノベーション活動とは、イノベーション¹⁰事業計画を実施し、さらにイノベーション・インフラの創造およびその活動の保証を目指した活動（学術的および技術的、組織的、財政的、営利的活動を含む）のことである。

学術計画⁹および（ないしは）科学技術計画とは、学術および（ないしは）科学技術の成果を得ることを目指し、限られた時間と資金の下で行われる調整・管理された施策の総体のことである。¹⁰

学術設備集团的利用センターとは、学術機関および（ないしは）教育機関によって設置された下位部門（下位部門の集合体）であり、学術設備および（ないしは）技術設備や有資格人員を管轄下に置き、学術研究の実施やさらに実験的開発を行うのための活動やサービスを第三者に提供する部門である。¹¹

卓越的科学設備¹²とは、ロシア連邦内においては類例のない学術設備の複合体のことであり、一体的に機能し、他の設備を用いては得ることができない学術成果の達成のために学術機関および（あるいは）教育機関によって設置されたものである。¹³

第2章 学術活動および（ないしは）科学技術活動の主体

第3条 学術活動および（ないしは）科学技術活動の主体に関する総則

1. 学術および（ないしは）科学技術活動は、本連邦法に定められた手続きにより、学術活動および（ないしは）科学技術活動が設立文書に規定されている条件のもとで、個人—ロシア連邦市民および外国市民ならびにロシア連邦法制およびロシア連邦構成主体法制に定められた権限の範囲内で市民権をもたない個人および法人により行われる。

2. ロシア連邦国家権力機関は本連邦法に従い以下のことを行う。

学術活動および（ないしは）科学技術活動の主体に、学術研究および実験的開発の実施の方向性および方法の選択権を委ね創造の自由を保障すること。

学術活動および（ないしは）科学技術活動の主体に対し不正競争からの保護を保証す

ること。

学術活動および（ないしは）科学技術活動において正当なリスクを冒す権利を認めること。

国務および公務，営業上の秘密に関するロシア連邦法制に規定された場合を除き，学術および科学技術情報に接近する自由を保障すること。

学術機関のために人材養成を保証すること。

国家発注を遂行する計画の^{プロジェクト}財政を保証すること。

第4条 学術機関の研究職員¹⁴および専門家，学術サービス分野の職員。研究職員の社会団体。

1. 研究職員（研究者¹⁵）となるのものは，必要な資格をもち学術および（ないしは）科学技術活動に専門的に従事している市民である。

研究職員の職務は，学術機関および高等教育課程およびその他の職業教育課程による教育活動を行う機関，また学術および（ないしは）科学技術活動を行うその他の機関において定められる。¹⁶

研究職員およびその他学術（科学技術）活動を行う人員の学術的資格評価は，国家学術審査制度により保証される。

次段落 2010年8月10日失効・削除。

2. 国家学術審査制度は，博士候補および博士といった学位授与ならびに准教授および教授といった学術称号授与を規定する。

2.1. 博士および博士候補の学位は，博士の学位を請求する学位論文あるいは博士候補の学位を請求する学位論文の公開^{弁論審査}¹⁷の結果により，博士候補の学位請求ないしは博士の学位請求のための学位論文^{弁論審査}会議により授与される。

学位請求論文に対応する基準を含む学位授与手続きおよび学位請求論文の提出と^{弁論審査}の手続き，学位の剥奪と回復，^{上訴}審理の手続き，学術および科学技術活動分野における国家政策の策定と法的規制に関する職務を行う連邦行政機関付属の高等資格委員会（以下，高等資格委員会¹⁸）による博士候補学位請求論文および博士学位請求論文，資格審査事案の審理手続き，以上はロシア連邦政府が定める。

博士候補および博士の学位は，学術および科学技術活動分野における国家政策の策定と法的規制に関する職務を行う連邦行政機関により定められた名簿に従い学術的専門ごとに授与される。

2.2. 学術称号授与基準と学術称号授与請求者要件を含む准教授称号および教授称号の授与手続きおよび学術称号授与のための資格審査事案の審理手続き，学術称号の剥奪と回復の根拠と手続きは，ロシア連邦政府により定められる。

准教授および教授の学術称号の授与ならびに学術称号授与問題の審理のために提出さ

れる文書形式の制定は、学術および科学技術活動分野における国家政策の策定と法的規制に関する職務を行う連邦行政機関により行われる。

3. 博士候補学位および博士学位の授与ならびに学術称号の授与は、博士候補証書および博士証書、該当する学術称号の授与証明書によって証明される。学位証書および学術称号授与証明書の形式ならびにそれら文書に対する技術的要件、そのデザインと交付手続きはロシア連邦政府が定める手続きにより定められる。

学術および科学技術活動分野における国家政策の策定と法的規制に関する職務を行う連邦行政機関は、高等教育機関および補充職業教育機関、学術機関からの申請による所定の手続きを踏み、それに基づいて博士候補の学位および博士の学位の請求論文の弁論審査会議の設置を許可し、および審査会議の構成を決定し、また変更し、その会議の権限を承認し、審査を求める学位請求論文を受理する権利をその会議に付与する学術分野の一覧を決定し、また、会議の活動に対する監督を行い、会議の活動の停止、再開、廃止を行う。

博士候補および博士の学位請求論文の弁論審査会議に関する規則は、学術および科学技術活動分野における国家政策の策定と法的規制に関する職務を行う連邦行政機関によって定められる。

以下第4段落は2013年9月1日付で失効・削除。

4. 学術機関の専門家¹⁹（技術職員²⁰）となるものは、中級職業ないしは高等教育を有するもので学術および（ないしは）科学技術成果を得る能力をもつかないしはその成果を実現した市民である。

5. 学術サービス分野の職員²¹となるものは、学術機関の学術および（ないしは）科学技術活動にとって必要な条件を生み出すことを保証する市民である。

6. 研究職員は以下の権利をもつ。

ロシア連邦法制に従い、学術および（ないしは）科学技術上の成果の発明者とみとめられ、発明およびその他の知的活動の成果に対する申請書を提出すること。

ロシア連邦法制に従い、自らが発明した学術および（ないしは）科学技術成果の具体化から収入を得ること。

自らの学術および（ないしは）科学技術活動の客観的評価およびその創造的貢献に対応する報酬や褒賞、特典を受けること。

ロシア連邦法制が禁じていない学術および技術分野における企業活動を行うこと。

学術的討論や代表者会議、シンポジウム、その他集团的協議会への出席申請を提出すること。

国家資金や学術および（ないしは）科学技術活動、イノベーション活動²² 支援基金その他ロシア連邦法制が禁じていない財源での学術研究の財政支援のための競争選抜に応募すること。

国際的な学術および科学技術協力（研修，出張，学術および（ないしは）科学技術成果のロシア連邦国内での出版）に参加申請を行うこと。

国家のおよび公的ないしは営利的秘密にかかわる情報を含むものでなければ，学術および科学技術の成果に関する情報にアクセスすること。

国家的ないしは公的，営利的秘密に関する情報を含むものでない学術および（ないしは）科学技術の成果を印刷出版すること。

人間や社会，環境に対して否定的影響を与える研究に参加することを正当な理由をもって拒否すること。

補充職業教育を受けること。

7. 研究職員は以下の義務を有する。

人間の権利や自由を侵害したり，その生活や健康さらに環境に被害を及ぼしたりせずに学術活動や科学技術活動，実験的開発を行うこと。

与えられた学術研究および（ないしは）科学技術計画や学術および（ないしは）科学技術の成果，実験的開発の専門的審査を客観的に行うこと。

8. 研究職員は，ロシア連邦法制に従い学術および（ないしは）科学技術に関する共同研究に関する契約を結ぶことができる。

9. 研究職員は，社会团体に関するロシア連邦法制が定める手続きにより，社会团体（学術団体および科学技術団体，学術啓蒙団体，社会的科学アカデミー²³を含む）を自発性の原理に基づき設置する権利をもつ。

社会的科学アカデミーは，学術および（ないしは）科学技術活動の調整に関わり，また，その団体規程およびロシア連邦法制に従って行動する。

ロシア連邦国家権力機関は，自発性原則に基づき研究職員の社会团体を学術および技術分野の問題解決計画の作成や専門的審査に引き入れ，また，競争原理で連邦予算の資金で賄われる学術および科学技術計画の実施に参加させることができる。

第4条の1 博士候補および博士の学位請求論文の作成

1. 博士候補の学位請求が許されるのは以下のものである。

1) アスピラントウーラ（アドユンクトウーラ²⁴）で研究・教育人材の養成課程を修了するにあたって博士候補の学位請求論文を作成したもの。

2) 高等教育以上（専門家課程²⁵ないしはマギストラトウーラ²⁶）の教育を有し，アスピラントウーラ（アドユンクトウーラ²⁷）で研究・教育人材の養成課程を修了せずに，ロシア連邦法制に定められた手続きで博士候補の学位請求論文を作成したもの。

2. 博士の学位請求は，博士候補の学位を有し，自らの学術研究の成果に基づいて博士の学位請求論文を作成したものに認められる。

研究職員および教育職員による博士の学位請求論文は，博士候補学位請求論文および

博士学位請求論文の弁論審査会議が設置されたドクトラントゥーラ組織で作成することができる。

ドクトラントゥーラへの派遣手続きおよびドクトラントゥーラへ派遣される研究職員の資格基準、ドクトラントゥーラの修学期間、さらに、派遣研究職員に対する毎月の給与額と支給手続きを含むドクトラントゥーラ規則はロシア連邦政府により定められる。

第3項は2015年1月1日より失効・削除。²⁸

第5条 学術機関およびその下位部門²⁹

1. 学術機関として承認されるのは、法的組織形態および財産形態を問わず法人であり、基本的活動として学術および(ないしは)科学技術活動を行う研究職員の社会団体である。

1.1. 学術機関は、マギストラトゥーラ課程およびアスピラントゥーラ(アドユンクトゥーラ)課程での研究・教育人材養成課程、オルディナトゥーラ³⁰課程、補充職業教育課程、職業教育課程で教育活動を行う権利を有する。

1.2. 学術機関は、高等教育機関と協力したり、契約に基づき連合や結社の形で学術機関と高等教育機関との団体を設けることにより自らの活動とこのような協力関係にある教育機関の活動とを調整することができる。

学術機関は高等教育機関との間で結んだ契約に従い、ロシア連邦政府に全権委任された連邦行政機関によって定められた手続きにより、高等教育機関の中にその組織が行う教育課程や学術研究のテーマを考慮して学術および(ないしは)科学技術活動を行う組織内部局(研究室)を設けることができる。

2. 本項の第1段落から第3段落は2005年7月16日付で失効・削除³¹。

卓越した学術設備や卓越した実験設備をもち³²、高度な資格を有する研究職員および専門家を擁しかつその学術および(ないしは)科学技術活動が国際的な評価を得ている学術機関に対し、ロシア連邦政府は国家学術センターの地位を授けることができる。

第5段落は2005年7月16日付で失効・削除。

3. 学術機関は、設置文書に定められた活動を実施するために設置者より引き渡されている資産を所有し、使用し、管理する。

学術機関の資産の所有および使用、管理手続きはロシア連邦法制により定められる。

ロシア連邦により設置された国立学術機関は、不動産を含め連邦財産である資産で当座使用していないものを所有者の同意を得て買い取り権なしで賃貸に出す権利をもっている。賃貸料の額は契約により定められるが、ロシア連邦政府による特段の定めがない場合は、当該組織が置かれている地域で通常物権賃貸で徴収されている賃貸料の平均以下であってはならない。

第4段落は2011年1月1日付で失効・削除。

学術機関は、高等教育機関と結んだ契約に従い、当該教育機関に動産および不動産の

使用を委ねるとともに、所有権ないしは運用上の監督権により当該教育機関に属する動産および不動産を使用する。このような組織間の関係は無償原理で行うことができる。

3.1. 国家予算学術機関および自治学術機関は、その保有資産のしかるべき所有者の同意なしでも、学術および科学技術活動分野での国家政策の策定および法的規制の機能を行う連邦行政機関の通知をもって、事業団体および事業共同体（パートナーシップ）の設置者（他社との共同を含む）となる権利をもっている。その活動は、当該学術機関に独占的権利が属する知的活動の成果の応用（普及）である（電子計算機用プログラム、データベース、発明、有用なモデル、産業用見本、新栽培品種、集積回路設計図、生産上の秘訣（ノウハウ））。この場合、事業団体および事業共同体の設置に関する通知は、事業団体ないしは事業共同体の国家登録に関する記載が法人統一国家目録に載ってから7日以内に国家予算学術機関および自治学術機関に送付されなければならない。

国家予算学術機関および自治学術機関は、（他社との共同を含め）当該学術機関に独占的権利が属する知的活動の成果（電子計算機用プログラム、データベース、発明、有用なモデル、産業用見本、新栽培品種、集積回路設計図、生産上の秘訣（ノウハウ））の使用権を事業団体の規約資本ないしは事業共同体の共同資本に出資金として提供する。出資金として事業団体の規約資本ないしは事業共同体の共同資本にライセンス契約により提供される権利の評価金額は、単一の設置者ないしは事業団体あるいは事業共同体の参加者の設置者総会が事業団体の設置者ないしは事業共同体の参加者の全員一致で決定することによって承認される。もし、事業団体の規約資本における事業団体参加者の分担金ないしは株券あるいは事業共同体の共同資本への出資金として支払われた分担金ないしは株券の額面価格ないしは増額された額面価格が50万ルーブルを超える場合は、当該出資金は独立価格評定人によって評価されなければならない。

国家予算学術機関および自治学術機関の運用上の管理下にある現金資金および設備その他資産は、ロシア連邦民法法制に定められた手続きにより、出資金として設置された事業団体の規約資本ないしは事業共同体の共同出資資本に編入される。

国家予算学術機関および自治学術機関は事業団体の設置者（参加者）としてないしは事業共同体の参加者として他者を加える権利をもっている。

国家予算学術機関および自治学術機関は、当該所有者の事前同意がある場合においてのみ、当該学術機関が所有者である事業団体の規約資本内の分担金ないしは株券および事業共同体の共同資本への出資金を管理する権利をもっている。当該学術機関は参加者として事業団体の規約資本内の分担金ないしは株券および事業共同体の共同資本への出資金を管理する。事業団体の参加者の権利および事業共同体の参加者の権利は国家予算学術機関および自治学術機関を代表してその長が行使する。

国家予算学術機関および自治学術機関が設置者である事業団体の規約資本内の分担金ないしは株券および事業共同体の共同資本への出資金の管理から得られる利益は、その

自主管理下に入る。

4. 学術機関は自らの学術研究および実験のための基盤を維持，発展させ，生産基金を更新する義務を負う。

4.1. 学術機関は，学術設備集団の利用センターや卓越の学術設備を設置する権利を有する。

国家資金の導入により設置および（ないしは）運営が保証されている学術設備集団の利用センターや卓越の学術設備の基準およびその運営規則はロシア連邦政府により定められる。³³

5. 学術機関は，ロシア連邦法制およびロシア連邦の国際条約に従って外国法人と学術および科学技術協力を行うとともに対外的経済活動を行う。

6. 学術機関はロシア連邦法制の定める手続きにより設置，再編，閉鎖される。

国立学術機関の再編の場合，学術および（ないしは）科学技術活動の工学的一体性の維持が保証されなければならない。上記学術機関の編制から試験場および実験場，実習試験場，製薬治験場が分離されることは認められない。

第3段落は2005年1月1日付で失効・削除。

7. 2006年12月19日付で失効・削除。

8. 国立ないしは自治体立学術機関においては，学術方針指導者および（ないしは）学術機関学術指導者の職を設けることができる。上記の職に就くものは学術機関における学術研究の主要研究方針および（ないしは）重点研究テーマの策定を保証するが学術機関の長や次長の権限を行使することはできない。

学術方針指導者および学術機関学術指導者，さらに，それらの職を代行するものの服務は学術機関の規則によって定められる。³⁴

第6条 国立科学アカデミー

1. ロシア教育アカデミーおよびロシア建築アカデミー，ロシア芸術アカデミーは国立科学アカデミーであり，連邦国家予算機関形態で設置された非営利組織である

国立科学アカデミーの設置者および財産所有者はロシア連邦である。

国立科学アカデミーの設置者および連邦財産所有者の任務と全権はロシア連邦を代表してロシア連邦政府によって行使される。

国立科学アカデミーの設置者かつ連邦財産所有者の任務と権限の一部は，ロシア連邦政府により権限を委任された連邦行政機関に移すことができる。

2. 国立科学アカデミーは当該学術および技術の専門分野における基礎研究および探索的研究の調整と実施に関与し，学術および技術の専門分野における国家計画の実施を研究方法の面から保証するとともに，当該学術および技術の専門分野における学術コンサルテーションおよび専門的審査による保証を行う。

国立科学アカデミーの最高管理機関は、国立科学アカデミーの会員総会である。そこでは、国立科学アカデミー規則が採択され、その規則の定める手続きにより国立科学アカデミー会員（正会員³⁵、準会員）と外国人会員、幹部会、総裁の選挙が行われ、また、上記規則に定められているその他の問題が審議される。

国立科学アカデミー規則は国立科学アカデミー幹部会の提起によりロシア連邦政府により承認される。

国立科学アカデミー総裁は国立科学アカデミー総会により正会員の中から選挙で選ばれ、ロシア連邦政府により就任を承認され、また解任される。

3. 国立科学アカデミーの財政は、連邦予算資金により賄われる。

ロシア連邦政府により、国立科学アカデミー会員の毎月の俸給がさだめられ、国立科学アカデミー総会の提起を受けてその定員が定められる。

4. 毎年、国立科学アカデミーはロシア連邦政府に以下のものを提出する。

自らの学術活動および学術機関活動、財政－経営活動に関する報告。

学術および技術の当該専門領域における研究の優先的発展方向についての提案。

5. ロシア科学アカデミーは国立科学アカデミーでありその法的地位の特殊性は特別な連邦法³⁶により定められる。

第6条の1 高等審査委員会

1. 国家学術審査を保証するために、ロシア連邦政府により高等審査委員会が設けられ、高等審査委員会および当委員会の編成に関する規程が制定される。

高等審査委員会は、当該学術および技術、教育、文化分野の博士ならびに専門家から編成され、議長、副議長、学術幹事長³⁷、当該委員会委員を含み編成される。

2. 高等審査委員会の活動の組織・技術的保証は、学術および科学技術活動の分野で国家政策および法的規制の策定を任務としている連邦行政機関が行う。

第6条の2 外国で取得された学位および学術称号の認定

1. 外国で取得された学位および学術称号（以下、外国の学位、外国の学術称号）のロシア連邦における認定はロシア連邦の国際条約およびロシア連邦法制に従って行われる。

外国の学位および外国の学術称号の認定によって、その保持者にロシア連邦における専門職活動への就任を可能にし、専門職上の権利および（ないしは）ロシア連邦の国際条約とロシア連邦法制が規程するその他の権利を付与する外国の学位および外国の学術称号の公式の確証が得られたと理解される。ロシア連邦の国際条約に特別の規定がなければ、外国の学位および外国の学術称号の保持者には、ロシア連邦で得られた当該の学位および学術称号の保持者と同等の学術的および（ないしは）専門職上の資格が認められる。

2. ロシア連邦において、当該の外国の学位および外国の学術称号のロシア連邦で取得された学位および学術称号による表示を有するその一覧がロシア連邦政府によって承認されており、外国の学術機関および教育機関で取得されロシア連邦の国際条約により有効となる外国の学位および学術称号が認定される。

3. 外国の学位および学術称号が本条2項に規定された条件に合致していない場合、外国の学位および学術称号の認定は、文書形式ないしは国家および地方自治体が提供する総合窓口サイトを含め「インターネット」網を含む公開の遠隔情報網を用いた電子文書形式で市民により提出される申請により、外国の学位および学術称号が取得された外国においてそのような学位ないしは称号の保持者に与えられる学術上および（ないしは）専門職上の資格ならびにロシア連邦で得られたものと同等の学位および学術称号の保持者に与えられた資格の評価が行われる専門的評価を基礎にして、学術および科学技術活動分野での国家政策および法的規制の策定の任務を行っている連邦行政機関により行われる。

学術および科学技術活動分野における国家政策および法的規制の策定の任務を行っている連邦行政機関による専門的評価の結果によって、以下の決定の一つが採用される。

外国の学位および外国の学術称号の認定、

外国の学位および外国の学術称号の認定の拒否。

外国の学位および外国の学術称号をその保持者に認定した場合、外国の学位および外国の学術称号の認定証明が交付される。

外国の学位ないしは外国の学術称号の認定証明の交付の前に、本証明書の謄本作成はロシア連邦の税および徴税に関する法令により定められた手続きと金額において支払いが行われる。

4. 外国の学位および外国の学術称号の認定に関する申請書に添付される文書の一覧および外国の学位および外国の学術称号の専門的評価の手続きと期間、外国の学位ないしは外国の学術称号の認定証明書の形式、証明書の技術的要件は、学術および科学技術活動分野における国家政策および法的規制の策定の任務を行っている連邦行政機関により定められる。

5. 2012年12月29日付連邦法N 273-Φ3「ロシア連邦における教育について」の11条10項に示された国立科学アカデミーと高等教育機関は、国立科学アカデミーおよび高等教育機関における専門的活動にそれら保持者を引き入れる組織上の目的のために本条2項に規定された条件に合致しない外国の学位および外国の学術称号の認定を自らが定める手続きで独自に行う権利をもっている。上記の国立科学アカデミーおよび高等教育機関は、ロシア連邦政府が全権委任した組織が管轄する国家情報センターにおいて外国の学位および学術称号の認定について自らが定めた手続きに関する情報を提供する。

6. 本条5項に示された国家情報センターは、ロシア連邦における外国の学位および学

術称号の認定の情動的保証を行う。そこには以下の事柄が含まれる。

外国の学位および学術称号の認定の問題に関する市民および組織からの無料相談を保証する。

遠隔情報網「インターネット」上のホームページに以下のものを掲示する。

ロシア連邦で授与される学位および学術称号の目録。

ロシア連邦法制およびロシア共和国法制，ソ連邦法制に従い交付された学位および学術称号に関する文書の目録。

ロシア連邦において承認される外国の学位および学術称号に関する文書の一覧とその様式を含め，外国の学位および学術称号の認定と等価性を承認する問題を扱うロシア連邦国際条約に関する資料。

本条2項に従い承認される外国の学術機関および教育機関の一覧，ならびにこの外国の学術機関および教育機関により交付され，ロシア連邦において認定を受ける外国の学位および学術称号に関する文書の一覧および様式。

本条5項に示された国立科学アカデミーおよび高等教育機関による外国の学位および学術称号の認定手続きに関する資料。

7. ロシア連邦国際条約に特別の定めがない場合，ロシア連邦において認定を受ける外国の学位および学術称号に関する文書は，ロシア連邦の法制が定める手続きで適法性を認定し，ロシア語に翻訳される。

第6条の3 学位および学術称号に関する文書の証明

1. ロシア連邦で交付された学位および学術称号に関する文書の証明は，外国においてこの文書の法的効力のしかるべき認定を保証するために行われる。学位および学術称号に関する文書の証明はロシア連邦の国際条約および（ないしは）ロシア連邦の法令に従って行われる。

2. 学位および学術称号に関する文書の証明は，文書形式ないしは国家および地方自治体が提供する総合窓口サイトを含め「インターネット」網を含む公開の遠隔情報網を用いた電子文書形式で市民により提出される申請により，文書に傍注を記入する方法で行われる。

3. 本条2項に規定された電子文書形式で学位ないしは学術称号に関する文書の証明についての申請を提出する際には，学位ないしは学術称号に関する文書に傍注を記入することに対する国税の支払いについての文書は，文書形式ないしは国家および地方自治体が提供する総合窓口サイトを含め「インターネット」網を含む公開の遠隔情報網を用いた電子文書形式で申請者に送付することができる。

4. 学位および学術称号に関する文書の証明手続きはロシア連邦政府により定められる。

5. 学位および学術称号に関する文書の証明は，ロシア連邦によりこのような文書の証

明権限が委譲されたロシア連邦構成主体の国家権力機関によって行われる。

ロシア連邦構成主体の国家権力機関の執行下に移された学位および学術称号に関する文書の証明についてのロシア連邦の権限行使の財政的保証は、この権限行使に関わって、ロシア連邦予算法典に従いロシア連邦構成主体の国庫に組み入れられる国税からロシア連邦構成主体の国庫への予定入金額を下回ることなく、上記目的のために当該ロシア連邦構成主体の国庫において定められた支出の範囲内で行われる。

6. 学術および科学技術活動分野での国家政策および法的規制策定の任務を果たす連邦行政機関は、以下のことを行う。

これらの文書の証明に関する国家的サービスの提供の行政的規則を含め、学位および学術称号に関する文書の証明の件についての法的規定を承認すること。また、学位および学術称号に関する文書の証明についての権限行使の特別予測指標を定める権利をもっている。

学位および学術称号に関する文書の証明についての権限を行使するロシア連邦構成主体の行政機関の長の任命に同意を与えること。

教育と学術分野における管理・監督の任務を果たしている連邦行政機関の提起により、ロシア連邦によってロシア連邦構成主体の国家権力機関の行使に移譲されたロシア連邦構成主体の国家権力機関のもとにある学位および学術称号に関する文書の証明についての権限を取り消すことに関する提案をロシア連邦政府に行うこと。

7. 教育と学術分野の管理・監督の職務を果たす連邦行政機関は以下のことを行う。

学位および学術称号に関する文書の証明の件についてロシア連邦構成主体の国家権力機関により行われている法的規制行為を監督すること。また、ロシア連邦構成主体の国家権力機関の法令の廃止ないしはその修正に関する指示の遂行にあたって必ずなされなければならない方向付けの権利をもっている。

当該ロシア連邦構成主体国家権力機関の点検実施権をもって学位および学術称号に関する文書の証明についての権限をロシア連邦構成主体の国家権力機関が完全かつ効果的に行使しているかを管理・監督すること。また、摘発された違反を除去するために必要とされるものを支給する権利および、権限の不行使ないしは不適切な行使のゆえに学位および学術称号に関する文書の証明についての権限を行使するロシア連邦構成主体の行政機関の職務担当者を罷免する提案を送付する権利をもっている。

学位および学術称号に関する文書の証明についての権限を行使するロシア連邦構成主体の行政機関の機構に同意すること。

学位および学術称号に関する文書の証明についての権限をロシア連邦構成主体の行政機関が行使することについての実施要領³⁸および実施上必須の指導資料を発行すること。

学位および学術称号に関する文書の証明についての権限行使に関する会計報告の内容および形式の要件ならびにこのような会計報告の提出手続きを定めること。

学位および学術称号に関する文書の証明についての権限行使にあたって冒された違反の原因を分析し、違反除去の方策を取ること。

学位および学術称号に関する文章の証明についてロシア連邦構成主体国家権力機関の権限行使に関する年次報告書を、学術および科学技術活動分野の国家政策の策定および法的規制についての職務を行う連邦行政機関に提出すること。

8. ロシア連邦構成主体の高位職者（ロシア連邦構成主体の高位国家行政機関の長）は以下のことを行う。

学術および科学技術活動分野の国家政策の策定および法的規制の任務を担う連邦行政機関の同意を得て、学位および学術称号に関する文書の証明についての権限を行使するロシア連邦構成主体の行政機関の長を任命する。

教育と学術分野の管理・監督の任務を果たす連邦行政機関の同意を得て、学位および学術称号に関する文書の証明についての権限を行使するロシア連邦構成主体の行政機関の機構を定めること。

学位および学術称号に関する文書の証明についての活動を組織すること。

教育と学術分野の管理・監督の任務を担う連邦行政機関に以下の提出を保証すること。
特別予測指標の達成に関する四半期報告書。

学位および学術称号に関する文書の証明の件についてロシア連邦構成主体の国家権力機関によって採択された法令の必要部数。

教育と学術分野の管理・監督の件についての連邦データベースの編成および管轄に必要な情報（データベースを含め）。

9. 学位および学術称号に関する文書の証明についての権限行使に充てる資金の支出の監査は、所定の権能の範囲内において、国庫財政分野での管理・監督の任務を担う連邦行政機関および教育と学術分野での管理・監督の職務を担う連邦行政機関、ロシア連邦会計院によって行われる。

第6条の4 国家学術審査連邦情報システム

1. 国家学術審査連邦情報システム（以下、統一情報システム）が、国家学術審査の実施を情報上で保証するために設置される。

2. 統一情報システムの設置およびその機能的運用の保証は、学術および科学技術分野で国家政策の策定および法的規制の任務を担う連邦行政機関によって行われる。

3. 統一情報システムには以下の情報が含まれる。

高等審査委員会の人的構成およびその活動について。

博士候補および博士の学位請求論文の弁論審査会について。

博士候補および博士の学位請求論文の弁論審査に提出された論文および合格した論文を含め学位請求論文審査会の人的構成およびその活動について、ならびに学位請求論文

審査に提出された論文と合格した論文の概要³⁹について。

学位の授与および剥奪，回復について，学術称号の授与および剥奪，回復について，ならびに外国の学位および学術称号の認定について。

その他国家学術審査の分野でロシア連邦政府が定めた情報について。

4. 統一情報システムの設置および管轄の手続きならびにその利用者の範疇，各範疇の利用者に提供される情報一覧，その提供要件は，ロシア連邦政府により定められる。
5. 本条3項に示された情報は統一情報システムの利用者に無償で提供される。
6. 学術機関および高等教育機関，補充職業教育機関は，学術および科学技術活動分野の国家政策策定と法的規制の任務を担う連邦行政機関がその項目と手続きとを定める統一情報システムに接続できるように国家学術審査に関する情報を提示する。

第3章 学術活動および（ないしは）科学技術活動の規制の組織ならびに原則

第7条 学術活動および（ないしは）科学技術活動の管理

1. 学術活動および（ないしは）科学技術活動は，国家統制と自治の原理の結合を基礎に行われる。
2. ロシア連邦の国家権力機関およびロシア連邦構成主体の国家権力機関，国立科学アカデミーは，自らの権限の範囲内において，学術および技術の発展のしかるべき優先的方向を定め，学術機関システムの形成および学術活動および（ないしは）科学技術活動の学際的調整の実施，学術計画および（ないしは）科学技術計画の開発と実施，学術と生産の統合形態の発展，学術と技術の成果の実現を保証する。
3. 学術活動および（ないしは）科学技術活動の管理は，学術的創造の自由を侵さない範囲で行われる。

ロシア連邦国家権力機関およびロシア連邦構成主体国家権力機関は以下のことを行う。

それぞれ連邦立学術機関およびロシア連邦構成主体立学術機関の規則を制定する。

それら国立学術機関に提供された財産の効果的な使用および維持の監督を行う。

その権限の範囲内におけるその他の働きを行う。

国立学術機関および科学アカデミーの学術機関，さらに，非国立の学術機関もまた，その長は法令に従いかつそれらの規則が規定するところによる手続きで任命（選出）される。

4. 国立学術機関の教授会は，国家課題および国立学術機関の専門，その学術的関心，経済的関心に基づいて，国立学術機関の学術的活動と発展の計画を開かれた形で開発し，制定する。

第8条 学術活動および（ないしは）科学技術活動の産出物の創出および譲渡，利用についての契約（約定）

1. 学術機関と，連邦行政機関およびロシア連邦構成主体行政機関を含む注文主やその他学術および（ないしは）科学技術の生産物の需要者の間の基本的法的関係形態となるものは，創造ならびに学術および（ないしは）科学技術の生産物の引き渡しと利用，学術および科学技術，技術指導その他のサービスの供与に関する契約，さらに協同的な学術活動および（ないしは）科学技術活動と利益の分配に関する契約を含むその他の契約である。

2. 上記の契約を基礎に国家的需要のための学術研究と実験的開発が行われる。このような場合，契約は国家機関—注文主と組織—実施者の間で結ばれる。

ロシア連邦政府は国立学術機関にとって義務的な，学術研究および実験的開発の国家注文を行う。

3. 学術および（ないしは）科学技術上の成果の所有および利用，処理の条件は，ロシア連邦法制ならびにそれに反しない学術活動および（ないしは）科学技術活動の主体と学術および（ないしは）科学技術の生産物の消費者の両者の契約によって定められる。

第9条 学術活動および（ないしは）科学技術活動に対する情動的保証

1. 学術活動および（ないしは）科学技術活動の主体は，国家的あるいは公的，営利的秘密にかかわる情報を含む情報を除いて，情報交流の権利を有する。

2. ロシア連邦政府は，学術・技術情報の収集および国家登録，分析処理，貯蔵，需要者への伝達を行う連邦立の学術および技術分野の情報ファンドおよび情報システムの設置を保証し，学術および科学技術の生産物の出版およびロシア連邦領域外での学術成果および科学技術成果に関する学術雑誌および書籍，その他印刷刊行物の入手を促進する。

ロシア連邦政府は，学術および（ないしは）科学技術活動主体の上記情報に対するアクセスおよびその情報入手の権利を保障し，学術と技術分野での国際的情報ファンドおよびシステムへのアクセスを保障する。

3. 学術情報および（ないしは）科学技術情報のデータバンクおよびデータベースが付属して機能している国立学術機関の廃止の場合，所定の手続きでそれらデータバンクおよびデータベースの存続およびその法的継承性者への伝達は保証される。

第10条 各種の学術活動および（ないしは）科学技術活動に対する制限および免許交付

ロシア連邦政府は以下を行う。

ロシア連邦や市民の健康，環境の安全に脅威を生み出しかねない学術的成果および（ないしは）科学技術的成果の研究および利用の実施手続きを定めること。

各種の学術活動および（ないしは）科学技術活動に免許を与えること。

ロシア連邦法制が規定する場合において、個々の学術的成果および（ないしは）科学技術的成果に秘密扱いを適用しその遵守を監督することによって、その利用権に制限を加えること。

第5段落は2009年1月1日付で失効・削除。

第4章 国家学術・技術政策の形成および実施

第11条 国家学術・技術政策の基本目的と原則

1. 国家の学術・技術政策の基本目的となるものは、学術・技術の可能性の発展および合理的配置、効果的利用であり、ならびに、国家の経済の発展に対する学術と技術の貢献を強めることであり、重要な社会的課題の実現であり、物的生産分野での進歩的な構造改革の保証であり、物的生産の効率性および製品の競争力の向上であり、国家の環境状態および情報資源の保護の改善であり、国家の防衛力および個人・社会・国家の安全の強化であり、学術と教育の統合である。

2. 国家の科学技術政策は、以下の基本原則に基づいて行われる。

学術を国家の生産力発展水準を決定する社会的意義をもつ分野であると認識すること。

学術および技術の発展の優先的方向の選択および競争原理で行われる学術および科学技術の事業計画の専門的評価にあたって、情報公開と多様な形態の社会的審議を利用すること。

基礎的研究を優先的に発展させることを保証すること。

高等教育機関に研究室を新設したり、学術機関を基盤に講座を開設したりすることを通して、学術研究や実験的開発に職員と高等教育機関の学生とが参加する多様な形態を基礎に学術と教育を統合すること。

学術と技術分野における競争と企業活動を支持すること。

学術と技術の発展の優先的方向に資源を集中すること。

経済的その他の特典システムを通して学術活動および科学技術活動、イノベーション活動を刺激すること。

国家学術センターおよびその他の機構システムの設置を通して学術活動および科学技術活動、イノベーション活動を発展させること。

第10段落は2005年1月1日付で失効・削除。

ロシア連邦の学術および科学技術の国際交流を発展させること。

第12条 国家学術・技術政策の形成と実施におけるロシア連邦国家権力機関とロシア連邦構成主体国家権力機関の権限

1. ロシア連邦の国家権力機関の権限に属するものは以下のとおりである。

法律およびその他法令の採択ならびに国家の統一的学術・技術政策の策定および実施。

ロシア連邦における学術および技術の優先的発展方向の選択。

連邦の学術および科学技術事業計画の形成および実施，ならびにその遂行に責任をもつ連邦行政機関の決定。

連邦資金により学術活動および（ないしは）科学技術活動の財政を行うこと。

学術活動および（ないしは）科学技術活動を刺激するために経済的その他の特典システムを制定し，その成果を利用すること。

ロシア連邦構成主体のイノベーション活動に対する発展に協力すること。

科学技術予測の組織。

学術産品および（ないしは）科学技術産品（製品およびサービス）のロシア連邦の市場を形成すること。

連邦立学術機関の設置および再編，廃止ならびにそれら機関の設置者としての職務と権限を果たすこと。

ロシア連邦の国際条約に規定された学術事業計画および科学技術事業計画についての義務を履行すること。

知的財産権の保護。

技術規制に係るロシア連邦法制に従って技術規制システムを形成し，また，尺度の統一保証に関するロシア連邦法制に従って尺度統一の保証システムを形成し，学術—技術情報システムの形成，特許・免許事業システムの形成を行い，ならびにその管理を行うこと。

国家学術審査システムの制定。

ロシア連邦政府は，統一的な国家学術・技術政策の形成と実施の分野の連邦行政機関の権限を決定し，学術と技術の発展の優先的方向での連邦の学術事業計画および科学技術事業計画を承認する。

民生的使命を帯びた国家学術・技術政策の形成と実施を保障するのは，ロシア科学アカデミーおよび分野別科学アカデミー，連邦行政機関とともにその任務を負わされた連邦行政機関である。

防衛産業および防衛的意義をもつ関連学術および教育分野の優先的方向を支援する国家政策の形成および実施を保障するのは，国家防衛注文を行う行政機関である。

2. 2005年1月1日付で失効・削除。

3. ロシア連邦構成主体の国家権力機関の権限に属するものは以下のとおりである。

学術分野および（ないしは）科学技術分野にある上記機関の活動を遂行することに関するロシア連邦構成主体の法律およびその他法令を採択する権限。

ロシア連邦構成主体の国立学術機関を設置する権限およびその組織を再編，廃止する権限。その組織の設置者の任務と権限を遂行すること。

ロシア連邦構成主体の学術事業計画および科学技術事業計画の採択ならびに実施。

4. 2005年1月1日付で失効・削除。

第13条 国家学術・技術政策の形成手続き

1. 中期および長期の国家学術・技術政策の方針は、ロシア連邦政府の特別報告に基づきロシア連邦大統領によって決定される。

2. ロシア連邦国家立法機関は、連邦予算承認にあたって、ロシア連邦の状況に関するロシア連邦大統領教書およびロシア連邦政府の提案に従い、連邦予算承認にあたって、連邦学術・技術事業計画の遂行のために振り向けられる年次資金量および学術機関の財政額、学術活動および科学技術活動、イノベーション活動の支援基金に送付される資金額を決定する⁴⁰。

3. 国家学術・技術政策の基本方向の決定および学術・技術予測、学術と技術の発展の優先的方向の選択、学術事業計画および科学技術事業計画の実施や学術と技術の成果の利用についての勧告および提案の策定は、情報公開を条件とし、多様な形態の社会的審議や専門的評価、コンクールを利用して行われる。

専門分野での国家学術・技術政策は、統一的国家学術・技術政策を考慮して事業主体およびその連合体を加えて当該行政機関によって策定、実施される。

4. 2005年1月1日付で失効・削除。

5. ロシア連邦国家権力機関は、防衛的意義を有する生産物を産出している組織および民需転換下でのその他の組織の科学技術的能力の高度な水準を維持するよう努め、経済的および組織的その他の支援をその学術集団に与える。

連邦学術および（ないしは）科学技術計画での仕事の遂行に責任をもつ連邦行政機関は、上記計画で活動している防衛分野の組織に対して、国家発注主の機能を果たし、その国家支援について必要な措置を保証する。

第14条 学術活動および科学技術活動の組織と検証の実施

1. ロシア連邦国家権力機関およびロシア連邦構成主体国家権力機関は、それぞれの国庫資金により手当てされる学術事業計画および科学技術事業計画の専門的評価の実施を組織する。

2. 以下の場合において、専門的評価は、学術活動および（ないしは）科学技術活動の資金を手当てしている組織の参加を含め、独立して専門的評価を行っている組織およびその他の組織、評価人によって行われる。

すなわち、国家学術・技術政策および学術と技術の発展の優先的方向の選択の場合。科学技術事業計画の形成の場合。

学術事業計画および科学技術事業計画およびその実施の監督、得られた学術成果およ

び科学技術成果の国家経済への利用に参加するためのコンクール実施の場合。

3. 学術活動および（ないしは）科学技術活動の専門的評価にはその結果に個人的利害を有する専門家は参加することはできない。

4. 連邦学術事業計画および科学技術事業計画の専門的評価の結果についてロシア連邦行政機関は、ロシア連邦構成主体行政機関および地方自治機関、住民に環境的安全を含む安全および学術と技術の成果を利用して生み出される生産物やモノの経済的、社会的意義に関する情報を適時与える義務を有する。

5. ロシア連邦法制に定められている場合、所定の手続きを踏んで、科学技術事業計画の義務的な国家専門的評価が行われる。

第15条 学術活動および科学技術活動、イノベーション活動の財政⁴¹

1. 学術活動および科学技術活動、イノベーション活動に対する資金保証は、資金投下の目的性および資金源の複数性にもとづき、ロシア連邦法制およびロシア連邦構成主体法制に反しない資金によってロシア連邦およびロシア連邦構成主体、地方自治体、個人および（ないしは）法人により行うことができる。

2. 学術活動および科学技術活動、イノベーション活動に対する資金保証は、学術・科学技術・イノベーション活動支援基金、その他ロシア連邦やロシア連邦構成主体の法令や地方自治体の条例等に従った具体的な学術・科学技術計画やイノベーション計画の枠内で行われている上記諸活動を実施している学術機関および高等教育機関、その他の組織への国庫・公的資金の配分を通してロシア連邦およびロシア連邦構成主体、地方自治体によって行われる。

3. 基礎的学術研究および探索的学術研究の基本的資金源は、連邦予算資金であり、また、学術・科学技術・イノベーション活動支援基金の資金である。⁴²

第15条の1 学術・科学技術・イノベーション活動支援基金⁴³

1. 学術・科学技術・イノベーション活動支援基金は、ロシア連邦法制で禁じられていない多様な資金源により財政補充される場合を含め学術・科学技術・イノベーション活動の財政保証のために設置される。

上記基金は、法的組織的基金形態においてロシア連邦およびロシア連邦構成主体、個人および（ないしは）法人によって設置することができる。

ロシア連邦ないしはロシア連邦構成主体が設置者となる学術・科学技術・イノベーション活動支援基金は、国家予算機関ないしは自治機関という法的組織形態で設けることもできる。

2. ロシア連邦政府によって設置される国家基金の設置者の任務および権限は、ロシア連邦政府によって遂行される。国家基金には合議制管理機関が設けられ、その権能は当

該基金の規則に定められる。ロシア連邦政府が設置する国家基金の合議制管理機関の長はロシア連邦大統領により任命される。

ロシア連邦が設置した国家基金の設置者の任務および権限の一部はロシア連邦政府により委任を受けた連邦執行権力機関に引き渡すことができる。

3. 学術・科学技術・イノベーション活動支援基金の法的地位は、特別の連邦法により設置された基金のために定められた特質を考慮して本連邦法により規定される。

4. 本条第1項第1段落に示された目的を達成するために、学術・科学技術・イノベーション活動支援基金は以下のことを行う。

これら基金によって支えられている学術研究および（ないしは）実験的開発の方針を作り上げること。

長期的発展路線に位置づけられている学術機関および高等教育機関を含め学術・科学技術計画およびイノベーション計画の競争選抜を行うこと。特別の連邦法によって設置された基金に対しては計画を選ぶ別の規則を定めることができる。

競争選抜の実施および当該計画の実施の全段階において、その実施財源が完全にかないしは部分的に当該基金の資金によって賄われているかないしは賄われることになっている場合、その学術・科学技術・イノベーション計画の審査を行う。

上記計画の実施のために個人および（ないしは）法人に交付されている補助金を優先的に用いて学術・科学技術・イノベーション計画の財政保証を行う。

その計画実施の財政保証が当該基金の資金によって行われている学術・科学技術・イノベーション計画の成果の監査²⁴をその実施全段階にわたって確実にを行うようにする。

自己の活動の情報開示を確実に行うようにする。

当該基金の設置にあたって設置者により定められたその他の任務を遂行する。

5. 学術・科学技術・イノベーション活動支援基金において競争選抜の実施および学術・科学技術・イノベーション活動計画の全段階にわたる当該計画の監査の実施のために監査機関が設置される（監査会議や学術審議会を含む）。この機関の任務および権限、構成は当該基金の規則で定められる。

6. 学術・科学技術・イノベーション活動支援基金は、学術・科学技術・イノベーション活動計画の以後における財政保証を行うためにそれらの計画の競争選抜を行う。当該選抜の条件の中で当選者の義務が規定される。

学術・科学技術・イノベーション活動計画の財政保証のために当選者に配分された資金の合理的支出および当該計画の成果に対して当該基金の監督が行われる条件を保証する。

国家機密およびその他の法的保護下にある秘密に関するロシア連邦法制の求めるところを考慮して当該基金が定めた手続きにおいて学術・科学技術・イノベーション活動計画の実施成果に関する情報の周知を確実に行うこと。

7. 学術・科学技術・イノベーション活動支援基金はインターネット上の自らのサイト

および(ないしは)ロシア連邦政府が定める国家情報システム上に以下の内容を掲載する。

学術・科学技術・イノベーション活動の方向性に関する情報および必要があれば支援を与えられる学術・科学技術・イノベーション活動計画の例示テーマを含め、学術・科学技術・イノベーション活動計画の競争選抜の実施およびその条件に関する情報。

競争選抜申請書の内容基準、書式および提出手続き、さらに、選抜申請者の資格。

競争選抜申請書の審査体制や審査過程に関する情報。

学術・科学技術・イノベーション活動計画の競争選抜の審査内容およびその結果に関する情報。

知的活動の成果に関する情報を含め、学術・科学技術・イノベーション活動計画の実施結果に関する情報。

基金自らの活動や基金が支援した学術研究および(ないしは)実験開発の方向性に関する分析的および総括的報告。

その他、ロシア連邦法制や当該基金の決定による情報。

8. 本条第7項に示された情報は、国家機密およびその他の法的保護下にある秘密に関するロシア連邦法制を考慮して提示される。

9. その財政保証が国庫資金により賄われる独立の連邦法により設置された学術・科学技術・イノベーション活動支援基金は、特段の定めがない限り、中期的・長期的な学術・科学技術・イノベーション活動支援計画を策定し、ロシア連邦国家計画と調整しなければならない。

第16条 ロシア連邦の学術および(ないしは)科学技術の国際協力

1. ロシア連邦の国家権力機関は国際的な学術および科学技術の協力にとって必要な条件を創出する。

学術および(ないしは)科学技術活動の主体は、国際的な学術および科学技術組織や団体に加入し、国際的な学術および科学技術計画や、外国の学術および科学技術計画に参加し、ロシア連邦の法令に定められた手続きによりロシア連邦内およびロシア連邦外で外国法人与契約を結ぶことやその他の合意を締結する権利を有する。

ロシア連邦領土内において所定の手続きにより、外国市民や市民権をもたない個人、また、外国法人の参加のもとで学術機関や学術センターを設置することができる。

2. 学術および技術の分野における外国による投資は、ロシア連邦の法令に定められた手続きおよび形式において行われる。

3. ロシア連邦は、ロシア連邦とのしかるべき国際契約や国際的学術および科学技術計画に基づく外国政府との学術および科学技術協力を助成し、かつ、研究職員や学術機関、その他の組織の科学技術協力の拡大を奨励する。

ロシア連邦の国家権力機関は、科学技術的結合が打ち立てられていた独立国家共同体

およびソ連邦の旧共和国であったその他の国々との強く結びつけられた科学技術の潜在力の存在を考慮し、それらの国々との多国間および二国間契約に基づいて科学技術協力の発展を推進する。

4. ロシア連邦国家権力機関は、学術および（ないしは）科学技術の成果、また、学術的および（ないしは）科学技術的産出物がロシア連邦の法令に定められた手続きによりロシア連邦領土外に引き渡されることを監督する。

第4章の1 イノベーション活動に対する国家支援⁴⁵

第16条の1 イノベーション活動に対する国家支援の基本目的と原則

1. 国は、ロシア経済の現代化や競争参入者の確保のためにイノベーション活動に対する支援を行う。

2. イノベーション活動に対する国家的支援は、必要な法的、経済的、組織的条件とイノベーション活動を行っている法人および個人に対する刺激策を創出するためにロシア連邦およびロシア連邦構成主体の諸法令に従いロシア連邦国家権力機関およびロシア連邦構成主体国家権力機関が採用する施策の総体からなる。

3. イノベーション活動に対する国家支援は以下の諸原則に基づいて行われる。

国家支援策の計画および実施にあたっての目的への計画的アプローチと目的の測定可能性。

中小企業体を含めて、あらゆるイノベーション活動段階に対して国家支援が行き渡ること。

イノベーションのためのインフラストラクチャの先行的開発。

遠隔コミュニケーション情報網「インターネット」に国家支援の提供施策に関する情報を掲示することによりイノベーション活動に対する国家支援の提供を公開すること。

イノベーション活動の成果を一層発展させることを優先すること。

私的な利害を守り、私的な創意を奨励すること。

イノベーション活動に対する刺激賦与のために市場的手段および国家-民間パートナーシップ手段を優先的に用いること。

ロシア連邦およびロシア連邦構成主体の経済-社会的発展の目的のためにイノベーション活動に対する国家支援の有効性を保証すること。

イノベーション活動に対する国家支援への国庫資金の利用にあたって目的的性格を守ること。

第16条の2 イノベーション活動に対する国家支援の提供主体と形態

1. イノベーション活動に対する国家支援は、ロシア連邦およびロシア連邦構成主体、

ロシア連邦とロシア連邦構成主体の執行権力機関、さらに、このような支援を仲介することができるような組織を含む国家支援主体によって、あるいは、ロシア連邦およびロシア連邦構成主体の法令が定める資金によって行うことができる。

2. イノベーション活動に対する国家支援の目的および基本方針（以下、国家支援の基本方針）は、ロシア連邦政府によって採用されているロシア連邦イノベーション発展戦略の枠内で定められる。

3. イノベーション活動に対する国家支援は以下の形態で行うことができる。

租税や課徴金、関税の支払いに関する特典の提供。

教育サービスの提供。

情報支援の提供。

コンサルティング支援や計画調書作成の援助の提供。

イノベーション産出物の需要の形成。

財政的保証（補助金や研究補助金、貸付金、借款、保証、規定資本金への払込金を含む）

特別計画やその下位計画の実施やロシア連邦の国家計画の枠内における施策の実施。

輸出支援。

インフラストラクチャの基盤整備。

その他ロシア連邦の法令に反しない形態におけるもの。

4. 本条第3項の形態でのイノベーション活動に対する支援は地方自治機関も行うことができる。

5. イノベーション活動に対する支援は、ロシア連邦の法令に反しない形で法人および個人も行うことができる。

第16条の3 イノベーション活動に対する国家支援分野におけるロシア連邦国家権力機関の権限およびロシア連邦構成主体国家権力機関の権限

1. ロシア連邦政府は、イノベーション活動に対する国家支援の分野における連邦執行権力機関の権限を定める。

2. ロシア連邦構成主体国家権力機関の権限に含まれるものは以下のものである。

イノベーション活動に対する支援に関するロシア連邦構成主体の法律およびその他法令を採択する権利。

イノベーション活動に対する支援を目指したロシア連邦構成主体の計画を採択し、具体化する権利。

第16条の4 イノベーション活動に対する国家支援の財政

イノベーション活動に対する国家支援の財政は、国家支援の基本方針を踏まえてロシア連邦およびロシア連邦構成主体によって行われる。

第16条の5 イノベーション活動に対する国家支援のための国庫資金の支出効果評価

1. イノベーション活動に対する国家支援のための国庫資金の支出効果の評価（以下、国家支援効果評価）は、本条に従って行われる。

2. 当該分野における国家政策実施および設定された目標達成の観点から行われる国家支援の効果の評価は、国家支援主体の上級管理機関により行われる。また、法律に定められた場合にはその他の機関および組織によっても行われる。

3. 国家支援の効果の評価にあたっては、その支援提供を調整する所定の体制の執行状況の点検が行われ、また、上記体制が本条に規定する基準に一致していることが点検される。

イノベーション活動に対する国家支援に向けられた国庫資金、さらに、その返済にあたって国家保証を受けている非国庫資金の使用の効果の評価や目的別特性の判定の専門的規則、およびこのような評価の実施の際に適用される評価基準は、ロシア連邦政府により定められる。⁴⁶

4. 国家支援の効果の評価が実施される場合、監督（管理）機関は本条の規定を踏まえ連邦法の諸規定に従う。

5. 国家支援の効果の評価にあたって、国家支援主体によって承認された以下の文書の存在と遵守状況が点検される。

イノベーション活動に対する国家支援の提供の戦略および目的、課題を定めている文書。

イノベーション活動に対する国家支援の提供の手続きを定めている文書。

6. 本条第5項第2段落に規定している諸文書の点検にあたって、以下の事柄が確認される。

国家支援の基本方針との一致。

掲げられた目的および課題が測定可能であること。

イノベーション活動に対する国家支援の提供の有効性を判定できること。

掲げられた目的と、下位部門や国家支援主体指導部および当該部門職員のモチベーション・システムの主要有効性指標で示された課題とが相互関係をもっていること（上記基準が点検対象となっている国家支援主体に適用された場合）。

掲げられた目的に対する責任評価のシステムの存在（上記基準が点検対象となっている国家支援主体に適用された場合）。

7. 本条第5項の条文に規定された文書の点検に当たっては、以下のことが確認される。

具体的決定を行ったり所定の手順に従わないものを制裁したりするよう責任者が命令するような、イノベーション活動に対する国家支援提供の定められた手続きが行われるような内部管理手続きの存在。

イノベーション活動に対する国家支援の提供の定められた手続きの実施に対する内部管理手続きの透明性や、実施期限を示してイノベーション活動に対する国家支援の提供

の基本段階を設け、それを明記すること。

合議的決定過程が定められており、独立した専門的評価者が参加していること。

上記基準文書が2009年7月17日付 N 172- Φ3 連邦法「法令および法令案腐敗防止審査について」が定める連邦執行権力機関の諸法令に合致していること。

8. 国家支援の有効性評価の枠内における個々のイノベーション計画実施過程や成果の点検は、イノベーション活動に対する国家支援の提供に関する所定の手続きに対する違反や成果がない場合あるいは本条が定める個々の文書が欠落している場合にのみ行われる。

9. 国家支援受給者の有効性評価の枠内においては、イノベーション活動に対する国家支援を直接受けていない経営主体や個人の点検は行われない。

10. 国家支援の有効性評価にあたっては、イノベーション活動の高リスク性や、イノベーション計画に投入された財源やその他の資源の損失を含めイノベーション活動がもたらしうる市場のおよび技術的見通しの不確実性が考慮される。

11. イノベーション活動の特性を考慮し、国家支援の有効性評価は、国家支援の受給者たちが立てた類似の目的や性格を有するイノベーション活動総体の有効性分析に基づいて行われる。

第5章 終章

第17条 諸法令を本連邦法と整合させることについて

ロシア連邦大統領およびロシア連邦政府は、その定める諸法令を本連邦法と合致させること。

第18条 本連邦法の施行

本連邦法は、その公布の日に施行される。

ロシア連邦大統領 B.エリツィン

モスクワ、クレムリン

1996年8月23日

N 127-Φ3

《注》

- *1 本稿は、РОССИЙСКАЯ ФЕДЕРАЦИЯ ФЕДЕРАЛЬНЫЙ ЗАКОН О науке и государственной научно-технической политике (с изменениями на 13 июля 2015 года) の翻訳である。
- наука というロシア語は、科学、学術、学問等々多様に訳すことができるが、ここでは単独で使われる場合は「学術」とした。ジョレス・メドヴェージェフによれば「ロシア語のНаукаはドイツ語のWissenschaftと同様」自然科学に限定されない幅広い意味の言葉といわれている（『ソ連における科学と政治』）。日本語の科学という言葉は自然科学の意味合いが強いので наука の訳語としては学術という言葉を用いた。ただし、「科学アカデミー」の場合、この訳語が慣用になっていると考え、「学術アカデミー」とはしなかった。научно-техническая политика の場合は、学術と技術に関する政策の意味で「学術・技術政策」としたが、научно-техническая деятельность は科学と結びついた技術（開発）という意味で「科学技術活動」とした。その他、научно-технический という言葉はその担う概念を文脈等から判断して適宜訳し分けた。
- *2 2015年7月13日の改正までで33回の改正が行われている。1998年の2回の改正を除き、残りはすべてプーチンの大統領代行・大統領就任以降である。プーチン時代に学術研究体制の改革が精力的に進められたことが窺われる。なお、2015年に発表した2本の拙論（「ロシア科学アカデミーの改革について」『宇都宮共和大学論叢』第16号、「ロシア科学アカデミーの改革について—新自由主義的改革の「ソビエト」的決着」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』2015年10月号, №998）では2013年11月2日改正版にもとづいたので、本訳文では、それ以後の2回の改正については注記の中で改正の時期等を明らかにすることにした。また、改正された条文等については下線を施した。
- *3 原文には目次はないが、便宜のために作成した。
- *4 2014年12月22日付の改正及2015年7月13日付の改正で変更された箇所には下線を施した。
- *5 第4章の1は2013.09.の改正で新たに加えられた章。
- *6 2013年9月27日の法改正による新出用語。原語は поисковые научные исследования。ロシア研究者協会（ОНР, Общество научных работников）のА.М.Суховは、「近年、ロシア学术界に提示される課題を示す場合、基礎的、探究的、応用的という言葉が用いられる。基礎的及び応用的研究はだいぶ以前から定義されており、その概念は定着している。同時に、探究的活動に対しては、まったくはっきりしない。それにもかかわらず、基金の規定やそれに基づいて行われるコンクールでは、探究的活動という概念にしばしば出くわすので

ある。」として、この新用語に関する自らの定義を「探究的研究という用語においては、その成果が10年から20年のうちに実際経済の中で利用することができる基礎的研究と理解すべきである。」とし、さらに、「探究的研究に含めることができる研究事例は近年数多い。」とし、その事例として「核分裂の発見の時から原子爆弾や最初の原子炉の製造まで20年以上が経過している。半導体の発見から最初のトランジスターの製造までの時間はきわめて短かった。」等をあげている。(14Фев.2014, ОНР ホームページ<http://onr-russia.ru> より, (2014.07.02.閲覧))

- *7 この語 Коммерциализация научных и (или) научно-технических результатов を含めイノベーション Инновации, イノベーション事業計画 Инновационный проект, イノベーション・インフラ Инновационная инфраструктура, イノベーション活動 Инновационная деятельность の5語は2010.07.27.の改正よりのちの新出用語。今回の初出ではない。すなわち, 2011年3月1日, 7月19日, 7月20日, 7月21日, 12月3日, 2012年7月28日, 12月3日のいずれかの改正時に加えられた基本用語である。
- *8 原語は, программа и проект.
- *9 原語は, проект.
- *10 2015年7月13日付連邦法N270-ФЗにより追加。
- *11 2015年7月13日付連邦法N270-ФЗにより追加。
- *12 原語は, уникальная научная установка.
- *13 2015年7月13日付連邦法N270-ФЗにより追加。
- *14 原語は научный работник
- *15 原語は исследователь
- *16 本行は2014年12月22日付連邦法により2015年1月1日より施行。なお, 旧規定の第2行及び第4行は本改正により繰り下げられ, それぞれ第3行及び第4行とされた。
- *17 原語は защита.
- *18 原語は Высшая аттестационная комиссия.
- *19 原語は, Специалист научной организации.
- *20 原語は, инженерно-технический работник.
- *21 原語は, Работник сферы научного обслуживания.
- *22 2015年7月13日付連邦法N270-ФЗで追加。
- *23 原語は общественные академии наук。
- *24 軍事・科学大学院
- *25 原語は специалитет。
- *26 いずれも学位名称。

- *27 軍事・科学大学院
- *28 2014年12月22日付ロシア連邦法N 443-Φ3で削除。削除された法文は以下の通り。「博士候補ないしは博士の学位請求を認められたものには、ロシア連邦政府が定める手続きにより基本的勤務場所での3か月及び6か月に対応する期間で平均給与が支払われる休暇が与えられる。」
- *29 原語は структурные подразделения。2015年7月13日付連邦法N 270-Φ3により本条のタイトルにこの文言が付加された。
- *30 原語は ординатура。医学生の研修課程を指す。高等教育を修了した学生が通常2年課程で研修を受け、修了後、医師免許を授けられる。
- *31 2005年7月30日付連邦法N73-Φ3による。
- *32 2015年7月13日付連邦法N 270-Φ3により追加。
- *33 本項は Федеральным законом от 13 июля 2015 года N 270-Φ3により追加。
- *34 本項は、2014年12月22日付連邦法により追加。
- *35 2013年9月の法改正で称号が変更され、академикとなったが、翻訳は以前どおり「正会員」とする。ちなみに、以前の称号は действительный член。
- *36 2013年9月27日付連邦法N 253-Φ3（Федеральный закон от 27 сентября 2013 г. N 253-Φ3 "О Российской академии наук, реорганизации государственных академий наук и внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации"）を指す。
- *37 原語は главный ученый секретарь
- *38 原語は, методические рекомендации.
- *39 原語は, автореферат.
- *40 2015年7月13日付連邦法N 270-Φ3の改正により、「学術活動及び科学技術活動、イノベーション活動支援の連邦国家基金」が「学術活動及び科学技術活動、イノベーション活動支援基金」と変えられた。
- *41 本条は Федеральным законом от 13 июля 2015 года N 270-Φ3により全体にわたり改正。
- *42 2015年7月13日付連邦法N 270-Φ3により15条第4項から第9項は削除。削除された内容は以下の通り
4. 学術活動及び科学技術活動、イノベーション活動に対する資金保証は、ロシア連邦法規及びロシア連邦構成主体法規に従って設立された学術活動及び科学技術活動、イノベーション活動に対する国家支援基金（以下、国家基金）並びに法人及び（ないしは）個人によって設立された学術活動及び科学技術活動、イノベ

ション活動に対する支援基金（以下、非国家基金）によって行うことができる。

5. 国家基金の法的地位は、本連邦法に規定された特質を考慮してロシア連邦法規によって決定される。
6. 非国家基金の法的地位は1996年1月12日付N 7-Φ3連邦法「非営利組織について」により決定される。
7. 二重適用が可能な新しい技術や製造技術を創造するための科学技術計画を含め、国際的及び学際的な科学技術協定を基礎に形成され実現される科学技術計画の資金保証は、ビジネス協力の手続きで行うことができる。
8. 国家基金及び（ないしは）非国家基金によって行われる学術活動及び科学技術活動、イノベーション活動は、研究職員及び研究・教育職員その他の個人、さらに学術機関、高等教育機関その他の法人に渡される研究補助金によって行うことができる。
9. 研究補助金の受領者は、ロシア連邦法規及びロシア連邦構成主体法規に従い、ないしは受領者が外国領土にいる場合はその国の法規に従って、さらに研究補助金が個人ないしは法人に渡される条件に即して、研究補助金を管理する。

*43 本条は2011年7月20日付連邦法N 249-Φ3により追加、2012年7月28日付連邦法N 135-Φ3による一部修正を経て、2015年7月13日付連邦法N 270-Φ3で条文のタイトルを「国家基金」から「学術・科学技術・イノベーション活動支援基金」と改め全面的に改正。なお、「基金」は固有名詞ではなくロシア語では複数形фондыで表記されている。

*44 原語はэкспертиза。

*45 第4の1章は2013年9月27日の改正で新たに加えられた章。

*46 本段落は2015年7月13日付連邦法N 270-Φ3により追加。